

第3期障害者計画にかかる中間見直しの方向性等について

1. 見直しの概要

令和5年から令和11年までの7年間を計画期間とする第3期障害者計画について、中間年度となる令和8年度において見直しを行うことにより、障害者施策のさらなる充実を図る。

2. 施策体系

第1章 ともに支えあう地域づくり

第1節 障害者差別解消の推進と心のバリアフリー

第2節 権利擁護の推進、虐待防止

第3節 地域で支え合う仕組みづくり

第2章 安心して暮らせる地域づくり

第1節 安心した暮らしの確保

第2節 保健・医療と福祉サービスの充実

第3節 ひとにやさしいまちづくり

第3章 いきいきと暮らせる地域づくり

第1節 インクルーシブ教育の推進

第2節 雇用・就業の促進

第3節 文化芸術活動・スポーツの振興と社会参加の促進

第4章 災害時等に困らない地域づくり

第1節 南海トラフ地震等の災害対策

第2節 防犯対策や消費者トラブル防止の推進

3. 現行計画策定以降の障害福祉を取り巻く社会情勢等の変化

- ・改正障害者総合支援法の施行（地域生活の支援体制の充実等）
- ・改正社会福祉法の施行
（成年後見制度、包括的な支援体制、日常生活自立支援事業の整備等）
- ・改正児童福祉法の施行
- ・医療的ケア児支援法の改正（医療的ケア児の成長等を踏まえた対象者の拡大、支援対策の充実、医療的ケア児等支援センターの強化等）
- ・高知県手話言語条例の施行
- ・公共インフラとしての電話リレーサービスの提供を充実
- ・改正食料・農業・農村基本法において農福連携の推進が追加